

「性暴力禁止法」の制定を求める意見書

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。その予防と被害からの回復のための取り組みを推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上でも重要な課題である。

女性に対する暴力の中でも、とりわけ性暴力は、被害者の人権を著しく侵害し、被害者が自らを個人として尊重されるべき存在であると認識することが困難になるなどの重大かつ深刻な被害を生じさせる。また、性暴力は、被害者がその被害の性質上、被害を訴えにくく、支援を求めることが困難であることもあり、被害が顕在化しにくい側面がある。

このような状況の中、性暴力のない社会を実現するためには、性教育や人権教育など性暴力の未然防止、加害者への厳罰化や再犯防止、官民連携による性暴力被害者へのきめ細かな支援の強化を盛り込んだ、性暴力の禁止・防止に特化した法律の整備が急務である。

よって、国会及び政府においては、性暴力の禁止・防止に係る包括的な法律「性暴力禁止法」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成31年（2019年）3月6日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

（提出者）民主市民連合、日本共産党及び改革所属議員全員並びに  
無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員  
及び札幌党中山真一議員